

しまね障がい者就労応援企業認定要綱

第1条 目的

障がい者雇用及び障害者就労支援事業所に対する発注を推進し、障がい者がいきいきと働く社会づくりに積極的に取り組んでいる企業を「しまね障がい者就労応援企業」として県が認定し、障がい者の賃金・工賃水準を向上させることを目的とする。

第2条 定義

この要綱において「障がい者」、「法定雇用率」、「障害者就労支援事業所等」及び「重度障害者多数雇用事業所等」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 「障がい者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 「法定雇用率」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項及び同法施行令第9条に規定する障害者雇用率をいう。
- (3) 「障害者就労支援事業所等」とは、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第2項第1号及び第2号に規定する障害者支援施設、同法第2条第4項に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体をいう。
- (4) 「重度障害者多数雇用事業所等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の規定により認定を受けた特例子会社並びに同法第49条第1項第6号及び同法施行規則第22条第1項第1号に規定する重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する重度障害者多数雇用事業所をいう。

第3条 認定の対象

この要綱において認定の対象となる企業は、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う法人及び個人事業主とする。

しまね障がい者就労応援企業として認定を受けた企業の呼称は「しまね ゆめいくカンパニー」とする。

第4条 認定基準

しまね障がい者就労応援企業の認定基準は、以下のとおりとする。

- (1) 法定雇用率の2倍を達成している企業。ただし、障がい者雇用の義務のない企業にあっては障がい者を2名以上雇用している企業
- (2) 直近1年間において、複数の障害者就労支援事業所等からの物品・サービスの購入金額（消費税及び地方消費税を除く。）が120万円以上の企業
- (3) 直近1年間において、複数の重度障害者多数雇用事業所等からの物品・サービスの購入金額（消費税及び地方消費税を除く。）が600万円以上の企業

第5条 申請

しまね障がい者就労応援企業の認定を受けようとする企業は、しまね障がい者就労応援企業認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、認定申請を行うものとする。

第6条 審査

知事は、前条の申請を受理したときは、認定基準を満たしているか審査を行う。また、審査にあたり必要と認められるときは、聞き取り調査を実施する。

第7条 認定等審査

知事は、前条による審査の結果、認定基準を満たしている企業をしまね障がい者就労応援企業に認定する。

- 2 知事は、前項の規定により認定したときは、認定企業に対し認定証を交付する。
- 3 認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第8条 県の支援

知事は、認定企業に対し、次の支援を行う。

- (1) 県のホームページにおいて認定企業を公表するとともに、広報誌等により障がい者支援の取組内容などを紹介し、認定企業のPRに努める。
- (2) 広告、商品、求人広告などへのマーク・ロゴの使用を認める。
- (3) 島根県まち・ひと・しごと創生資金（人材投資・働き方改革等生産性向上枠）の対象とする。
- (4) 島根県が発注する建設工事、庁舎の清掃業務・警備業務に係る競争入札に参加する場合に入札参加資格審査の際の格付けにおける加点を行う。
- (5) 島根県の物品の売買・借入れ等に係る入札参加資格者名簿にゆめいくカンパニーであることを表記する。
- (6) 以下の要件を満たす認定企業は、県が障害者就労支援事業所等から調達した感謝状及び記念品を贈呈する。
①ブロンズ 連続3回の認定を受け、有効期間が切れることなく次回認定後に贈呈
②シルバー 連続5回の認定を受け、有効期間が切れることなく次回認定後に贈呈
③ゴールド 連続7回の認定を受け、有効期間が切れることなく次回認定後に贈呈

第9条 届出の変更

認定企業は、企業の住所または名称に変更があった場合には、しまね障がい者就労応援企業認定変更届書（様式第2号）に認定証を添付し、速やかに知事に届け出なければならない。

第10条 認定の取消し

知事は、認定企業が第4条に定める認定基準を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた企業は、速やかに認定証を返納するものとする。

第11条 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

しまね障がい者就労応援企業（しまね ゆめいくカンパニー）認定申請書

令和 年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

しまね障がい者就労応援企業認定要綱第5条の規定により認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

I 企業の概要

名 称		
所 在 地	〒	
	TEL	FAX
業 種		
ホームページ、		
メールアドレス		@

II 認定要件（該当するものを記入）

障がい者多数雇用	障害者就労支援事業所等 からの物品・サービスの購入	重度障害者多数雇用事業所等 からの物品・サービスの購入
常時雇用労働者数 名 〔うち障がい者雇用数 名〕 〔障がい者の雇用率 %〕 令和 年 月 日現在	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 において 円（税抜き）	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 において 円（税抜き）

III 企業からの一言（障がい者の就労支援に対する企業のお考えをお書きください。）

（記入欄）

IV 添付資料

- ・障害者雇用状況報告書 事業主控 の写し（個人情報を秘匿したもの）※多数雇用の場合
障がい者多数雇用の算定方法については、障害者雇用状況報告書に基づきます。
- 1. 重度身体障害者及び重度知的障害者は、1人の雇用をもって2人の雇用とみなされます。
- 2. 短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）について、以下が適用されます。
 - (1)重度身体障害者又は重度知的障害者の短時間労働者は、1人の雇用とみなされます。
 - (2)精神障害者は国の定める基準を満たすと、1人の雇用とみなされます。
- ・障害者就労支援事業所等、重度障害者多数雇用事業所等からの購入額に係る資料
- ・その他認定要件を確認する資料
- ・認定書の写し（更新の場合）

障害者就労支援事業所、重度障害者多数雇用事業所等からの購入額に係る資料

1. 調達先について○印をつけてください。

(1) 複数の障害者就労支援事業所からの物品・サービスの購入（消費税及び地方消費税を除く。）が120万円以上

※運営法人が全て同じではないこと。

※A型事業所1以上、B型事業所1以上から物品・サービスの購入を行うこと。

(2) 複数の重度障害者多数雇用事業所等からの物品・サービスの購入が（消費税及び地方消費税を除く。）600万円以上

※運営法人が全て同じではないこと。

① 複数の重度障害者多数雇用事業所

② 重度障害者多数雇用事業所及び特例子会社

③ 重度障害者多数雇用事業所及び障害者就労支援事業所（①②が困難な場合）

(単位：円)

	①契約金額	②値引額	③支払額 (①-②)	④税抜価格	⑤消費税等 (③-④)
No 1					
No2					
No3					
No4					
No5					
計				(認定要件額)	

2. 請求書(請求明細)の写し

3. 領収書等の写し

※インターネットバンキングの場合は、振込完了画面のコピーなど決済が完了したことが分かるもの。

様式第2号（第9条関係）

しまね障がい者就労応援企業（しまね ゆめいくカンパニー）認定変更届出書

令和 年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

しまね障がい者就労応援企業認定要綱第9条の規定により、下記のとおり認定内容の変更を届け出ます。

記

I 認定番号 第 号

II 認定年月日 令和 年 月 日

III 変更内容

変更前	変更後